

# 名家連ニュース

令和4年4月26日(火)  
発行：特定非営利活動法人  
名古屋市精神障害者家族会連合会  
会長 堀田 明  
TEL/FAX(052)846-5576 NO.866号

「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」のヒアリングにおいて全国精神保健福祉会連合会（みんなねっと）が提出した資料を紹介します。

## 精神保健福祉法上の入院制度、患者の意思決定及び意思の表明についての支援や患者の意思に基づいた退院後支援、権利擁護等について



### 1. 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の位置付けについて

これまでも何らかの事件を契機として精神保健に関する法律の見直し等に取り組むという流れがあった。津久井やまゆり園事件についても、事件の検証がなされる前に、「再発防止のために措置入院後のフォローの見直しに取り組む」流れとなり、あたかも精神障害のある人への対策不備が事件の発生原因であるかのような対応となってしまったことは、多くの当事者・家族にとって大変に残念な状況であった。

本来であれば、国民のメンタルヘルスの増進や病気・障害からのより良い回復のための法律の見直しや施策推進であるべき。このことは、「にも包括」推進にあたり、きちんと確認をしておく必要がある。

### 2. 精神保健福祉法上の入院制度、患者の意思決定及び意思の表明についての支援や患者の意思に基づいた退院後支援、権利擁護等について

#### <医療保護入院>

私どもは、「早期支援・重度化予防・相談支援・訪問支援体制の充実を進め、強制的な入院制度によらずに精神科医療が受けられる体制の実現を目指す」という方向性を求めている。強制的な入院による精神科医療との出会いが心の傷となり、退院後の医療拒否・服薬拒否、あるいは家族関係の悪化などにつながっている現状があるため、医療保護入院を廃止の方向で検討することが必要と考えている。

また、医療保護入院に伴う「家族等の同意」の削除を求める。精神医学の専門的な知識をもたない家族等の立場の者が、入院治療が必要かどうかの判断をすることを法律で定められることへの違和感が拭えない。嫌がる本人を精神科病院に受診させ入院治療を承諾したが、その後、身体拘束され、おむつの着用、保護室へ入れられカギをかけられる…という状況を見て、自分がしたこと(入院をさせたこと)が、本当に本人にとって良いことだったのか…と後悔とも、懺悔ともつかない語りを、これまでの家族相談で幾度となく聞いて

きている。このように、医療保護入院制度の「家族等の同意」は、同意した家族を深く傷つけている。そのことが、家族関係に亀裂を生じさせることにもなる。更に、家族といえども悪意をもってすれば、必要のない入院を推し進めることも可能にしてしまうこともある。非自発的な入院治療を必要とする場合には、家族という個人に責任をゆだねることなく、医療と行政の責任において入院できる制度にしていきたい。

医療保護入院制度廃止の検討に向けては、「できる限り入院治療に頼らない治療的な介入を行うこと」が必要であり、そのためには、24時間365日の相談窓口の設置、必要に応じて訪問する相談・支援体制、必要に応じて訪問する精神科医療体制をつくることで、入院が必要な状態になる前に地域で支えられる体制の構築を求める。

### <患者の意思に基づいた退院後支援>

退院後に孤立した家庭内で家族が抱え込むことのないよう、本人の意思を確認しながら、包括的にケアマネジメントをする人の存在が重要である。退院までは医療機関内のスタッフが担当、退院後は地域の支援者がその役割を担う体制が必要。

そのために、退院の前後の一定期間は、医療機関の担当者と地域の担当者が連携して支え、シームレスに関わり続ける体制が必要である。

## 3. 隔離・身体的拘束の最小化に係る取組

適正で必要最小限の隔離・拘束にするためにはどうしたら良いかを考えることが必要。現状、身体拘束の実施件数は年々増加している。身体拘束が必要な重症患者が年々増加しているのか。実際には、自傷他害の可能性はみられないが拘束された、冷静に入院を受け入れたのにその場で拘束された、という話しが少なくない件数聞かれている。

隔離・拘束は治療の一環とされているが、精神障害者に対して同意なく行動制限するのであるから、人権侵害行為に当たることには違いがないと考える。その視点から必要な人員配置の見直しを行い、患者を一人の人として尊厳をもって関わることのできる環境が必要であり、その実現のための指針と計画を定めることが求められる。

また、この議論をする上で、石川県の精神科病院で2016年、入院中の大畠一也さんの死亡に関する身体拘束意見の最高裁第3小法廷（長嶺安政裁判長）の判決を共有することが重要。



## 4. 虐待防止に係る取組

現状、精神保健福祉法の対応で良いとする意見もあるが、それでは対応しきれない現状があるのではないかと危惧する。精神科病院内の虐待は外からは見えない環境の中で起きている。精神科病院を障害者虐待防止法の対象とし、通報義務や立ち入り調査が実施されることは、閉鎖的な病院環境を改善するきっかけともなるのではないか。

連載してきました「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」及び全国精神保健福祉社会連合会（みんなねっと）の提出資料内容を参考に「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築」の具体化に活かしていきましょう。

イラストは名家連事務局で挿入したものです